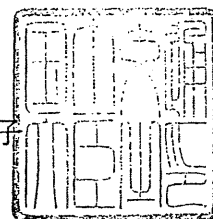


# 認 定 書

国住指第2297号  
平成14年5月17日

社団法人日本鉄鋼連盟  
会長 千速 晃 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号

NM-8697

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

塗装/亜鉛めっき鋼板

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

【添付資料1】不燃材料としての塗装/亜鉛めっき鋼板（認定条件照合表）

認定番号	NM-8697	認定年月日：
品目名	塗装/亜鉛めっき鋼板	申請者名：社団法人 日本鉄鋼連盟 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10（鉄鋼会館）

1. 製品の形状、寸法等 JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）による。

2. 構成（組成）、断面図

(1) 基材 JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）、JIS G 3313（電気亜鉛めっき鋼板）およびそれらに準ずる亜鉛めっき鋼板で、融点 1,450°C（但し鋼板）以上のものを使用する。

(2) 塗料の種類及び重量

塗装は次の条件を満足するものとする。

(イ) 表1に示す塗料を用いて工場塗装を行う。

(ロ) 塗料は異なった種類の塗料を二層以上塗装し、焼付けることができる。ただし、最終仕上がり塗膜中における有機質量は、表1に示す塗料の種類ごとに算定した有機質量算定値の合計が片面 65 g/m<sup>2</sup>を超えてはならない。

(ハ) 塗料の種類ごとの有機質量算定値は表1による。

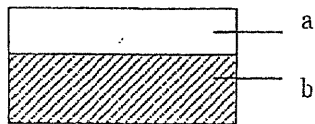
(ニ) 表1塗料に金属粉末を加えることもできる。

表 1

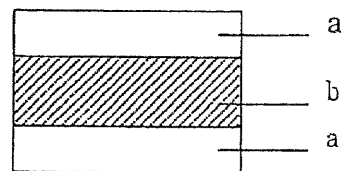
塗料の種類	有機質量算定値 (g/m <sup>2</sup> )
アクリル樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%)
ポリエステル樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%) × 65/60
シリコン樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%)
アミノ・アルキド樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%)
塩化ビニル樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%)
フッ素樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%)
エポキシ樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%) × 65/60
ウレタン樹脂系塗料	乾燥塗膜重量 g/m <sup>2</sup> × 塗膜中有機質含有率 (W%)

(3) 断面図

片面製品



両面製品



但し a, a' = 塗料  
b = 基材